

令和3年6月16日

四万十町議会議長 味元 和義 様

総務常任委員長 緒方 正綱



請願・陳情審査報告書

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記

受理番号	付託年月日	件 名	審査の 結果	付 記
請願第3-1号	令和3年3月10日	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願	不採択	少数意見の 留保有り
陳情第3-1号	令和3年3月10日	四万十町議会の「見える化」を求める陳情	不採択	

総務常任委員会 【令和 3 年 6 月定例会 審査経過報告書】

審 査 日	令和 3 年 6 月 1 0 日				
番 号	請願 第 3 - 1 号	付託日	令和 3 年 3 月 1 0 日		
件 名	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願				
紹介議員	村井 眞菜、 岩井優之介				
説 明 者					
審査経過	この請願については、令和 3 年 3 月 1 0 日に付託を受けて、継続審査として協議してきたところであり、その経過を確認した中で協議を行った。 継続審議の要因の一つに民法改正に関する請願であり、慎重に審査した上で判断すべき内容であるところに難しさがあった。 家制度の考え方や家族観による意見の違い、夫婦別姓、夫婦同姓の権利の保障、地方議会から上げていくのはどうかということが主な視点となった。				
【委員の意見】					
(賛成意見)					
・ 憲法第 2 4 条に基づいて、当然である。 ・ 夫婦別姓、同姓どちらの権利も得られることは必要で、現代社会において必要になってきている。 ・ 民法改正に関する請願であるが、地方議会から意見を上げていくことが大切。					
(反対意見)					
・ 今、国のレベルでまだはっきりとした方向性がない。検討段階の中で地方議会から上げていくのはどうか。 ・ 夫婦が同じ姓を氏になろうということが余りにも当たり前すぎて私の周りの若い人たちに聞いても関心がない。そんな中で選択的夫婦別姓を法制化しなくてはいけないのか。そこまでの議論には至らない。意見書提出は必要ない。 ・ 家族内で同姓であることで、父親・母親の家族の絆が強まる。					
審査結果	不採択 (賛成 2 人：反対 3 人)				
意見書提出	無				
少数意見の留保	有	報告者	緒方 正綱	賛成者	2 人
そ の 他 (付帯意見等)					

総務常任委員会

【令和3年6月定例会 審査経過報告書】

審 査 日	令和 3 年 6 月 1 0 日				
番 号	陳情 第 3 - 1 号	付託日	令和 3 年 3 月 1 0 日		
件 名	四万十町議会の「見える化」を求める陳情				
説 明 者					
審査経過	この陳情については、令和3年3月10日に付託を受けて、四万十町議会の対応を十分検証した中で、協議すべきということで継続審査としていた。陳情の5項目を要約すると ・ 議会ホームページへの、議会関連条例規則等の一括掲載 ・ 委員会報告書の提出期限の設定と速やかな議会ホームページへの掲載 ・ 委員会議事録の速やかな作成と議会ホームページへの掲載 ・ 議会に関する全ての会議の開催日時の徹底周知と非公開会議の議事並びに非公開理由の周知 ・ 意見箱に投函された意見の取り扱い基準と基準の公表 以上について、議会对応、事務局対応を確認した上で協議を行なった。				
【委員の意見】 ・ 陳情者の思いに100%とは思わないが、議会としてできる部分は最大限できていると判断している。議会運営委員会の傍聴は取り上げる必要はない。 ・ 速やかな情報公開ということだが、基本的に四万十町議会の情報公開は進んでと思う。 ・ 迅速化というのは分かる。念頭においてやっていく。 ・ 5項目についてはほぼ情報公開できている。委員会報告書のHP掲載は県下では四万十町が唯一である。意見箱については、全議員に配布をして意見を聞いている。					
審査結果	不採択 (全員一致)				
意見書提出	無				
少数意見の留保	無	報告者		賛成者	
そ の 他 (付帯意見等)					